

薬物乱用防止講話

〔厚生労働省委託 薬物乱用防止啓発事業〕

平成30年2月1日（木）7限

講師 愛知県薬剤師会理事 長谷川 摂子 先生



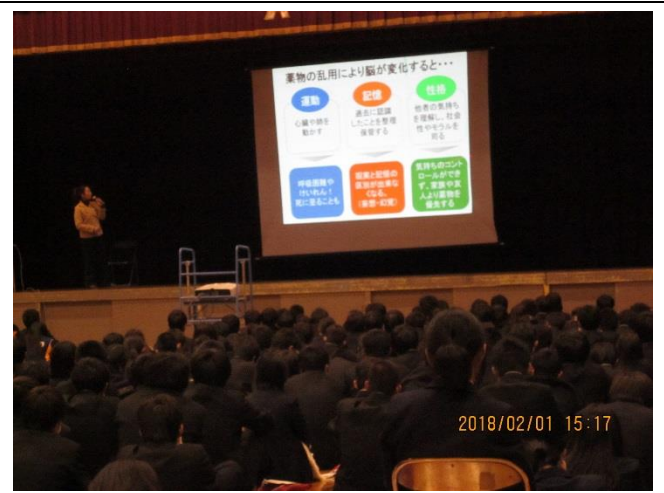
校長先生から講師の先生の紹介がありました。

最初に、DVDを視聴しました。
薬物を使用して、事故を起こし、危険運転致死罪で逮捕された事例などが紹介されていました。

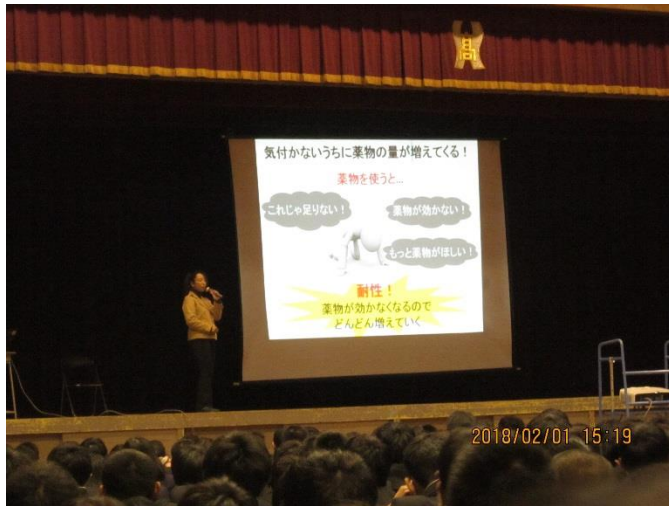


違法薬物の所持・使用等が各種法律で規定されていることや、1回でも使用をすれば、それは‘薬物乱用’になることの説明がなされました。

薬物の乱用により脳が変化すると、運動、記憶、性格において、さまざまな問題がもたらされ、そのことによって、事件・事故が起きることが分かりました。



2018/02/01 15:17



2018/02/01 15:19

薬物に対する‘耐性’ができ、薬物が効かなくなり、気付かない薬物の量が増えてしまうことのおそろしさを知りました。

たとえ薬物使用を止めたとしても、変化した脳は治らず、フラッシュバック（妄想・幻覚）、ストレスの蓄積、感情の爆発などが続くことが説明されました。



2018/02/01 15:21



2018/02/01 15:21

「自分自身が大切であること」や「自分が大雪にしているもの」を思い出せば、‘誘惑’や違法薬物そのものを‘よせつけない’ことができることを学びました。

最後に、各自アンケートに答えて終わりました。